

令和4年8月15日より技術職員の講習受講「1」の要件が変更となりました

(変更箇所は **iii**) の赤字部分 です)

【講習受講「1」の要件】

- i) 建設業法第15条第2号イに該当する者（1級国家資格者相当）であること
- ii) 監理技術者資格者証の交付を受けていること
- iii) 建設業法第26条の4から6の講習（監理技術者講習）を~~当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したもの~~

受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しないもの

改正

上記 i) ~ iii) 全ての要件を満たしている必要があります

なお、iii) については、**審査基準日が講習受講した日の属する年の翌年から5年以内に含まれていること**で判断してください。

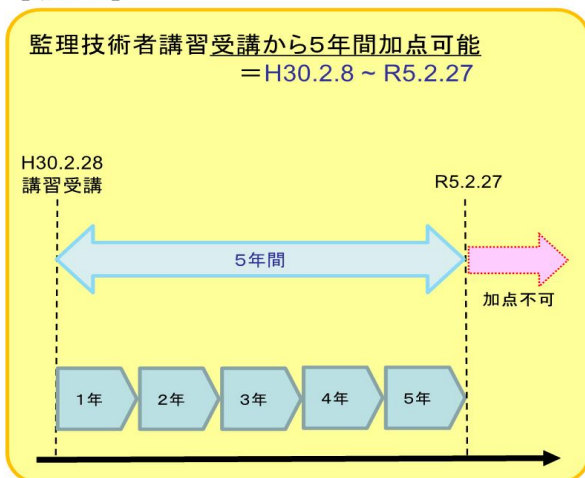
■再審査について

再審査受付期間：令和4年8月15日から令和4年12月12日まで

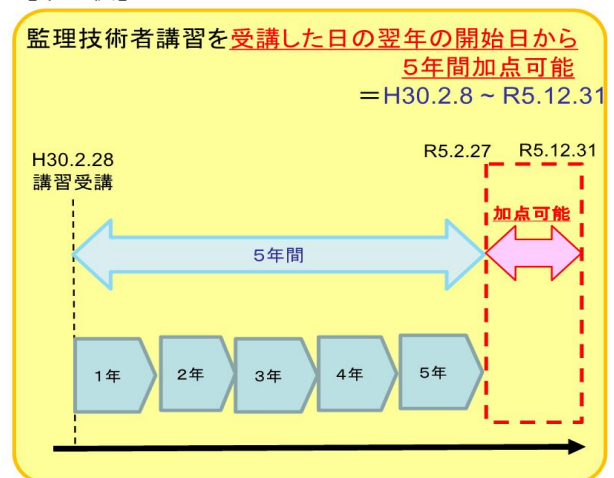
※手数料は必要ありません

(例) H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



※本取扱いは、中部地方整備局に対する申請者を対象としています